



みんなで考え、学ぼう！ 適切な配慮とは？

～障がいのある方と一緒に体験する学習会～

令和6年度から「障害者差別解消法」により、すべての事業者・団体を対象に、障がいのある方への「不当な差別の禁止」と「合理的配慮の提供」が義務づけられました。しかし、実際のところ、どのような配慮が適切なのか、戸惑い、悩む方も多いのではないのでしょうか。本学習会では、障がいのある当事者講師とともに、講義や体験を通して、思いやりのある配慮のあり方を学びます。日々の仕事や活動にもきっと役立つヒントが得られるはずです。

★日 時★ 令和7年8月27日(水) 13時15分～16時30分 ※13時受付開始

★内 容★

【講義】障がいのある方が直面するバリアとは？ 適切な配慮を理解する！

障がいのある方が直面する“バリア”、そして事業者・活動者に求められる配慮について、当事者の方をはじめとする講師から講義形式で理解を深めます。

【体験】バリアにはどのように対応すればいいの？ 歩いて、見て、触って気づく！

会場（天白生涯学習センター）の中を当事者講師と回り、どこに“バリア”があるのかを一緒に調べます。その後グループワークでみなさんの気づきを学びあいます。

★講 師★ 三好 宏和氏(車いすユーザー)ほか

★場 所★ 天白生涯学習センター 2階 第1集会室

(住所：天白区天白町大字島田字黒石 4050)

★対 象★ 天白区在住・在学・在勤の方 先着 15 名

★申 込★ 下記申込書を持参・郵送・FAX もしくは電話・メール (申込期限:8月13日)

<申込先> 天白区社会福祉協議会(担当:岸本、丹羽)

〒468-0015 名古屋市天白区原一丁目301 原ターミナルビル3階

【TEL】(052)809-5550 【FAX】(052)809-5551 【メール】tenpakuVC@nagoya-shakyo.or.jp

参加費は無料です。筆記用具をご持参ください。駐車場の台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関でお越しください。

天白区社会福祉協議会
キャラクター てんてん



主 催：「第5次天白区地域福祉活動計画」(*)ともいく部会

*天白区にお住まいの方々や関係機関の職員の方々で策定した、地域福祉を推進していくための5年間(令和6年度～10年度)の行動計画

共 催： 天白生涯学習センター

【参加申込書】

「みんなで考え、学ぼう！ 適切な配慮とは？障がいのある方と一緒に体験する学習会」(令和7年8月27日)

社会福祉法人名古屋市天白区社会福祉協議会あて

申込日： 月 日 ()

氏名【ふりがな】	TEL
住所	天白区 ☐ 在学 ☐ 在勤 ※該当者のみ印
	年齢

申込期限:令和7年8月13日(水)

※本申込書等により取得した個人情報、参加者名簿の作成等、本学習会の運営のみに利用させていただきます。

※本学習会中に撮影した写真は、天白区社会福祉協議会の広報等で使用させていただく場合があります。